

## 公益財団法人岩手生物工学研究センター研究員等給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手生物工学研究センター就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の規定により、公益財団法人岩手生物工学研究センター（以下「センター」という。）の中核研究員（就業規程第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ）、研究員（就業規程第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ）及び研究助手（就業規程第2条第3項に規定する職員をいう。以下同じ）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この規程において給与とは、給料、研究調整額、給料の特別調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有害物取扱手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給与の支給方法及び支給日)

第3条 中核研究員、研究員及び研究助手(以下「研究員等」という。)の給与は、法令に基づきその研究員等の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接研究員等に支給する。

2 研究員等の給与(期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。)の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

(口座振込み)

第4条 理事長は、研究員等から申出があった場合は、前条第1項に規定にかかわらず、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金へ振込み（以下「振込み」という。）の方法によって支払うことができる。

2 前項の申出は、書面を理事長に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても、同様とする。

3 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項（申出を変更しようとする場合にあっては、変更しようとする事項）を記載しなければならない。

(中核研究員の給料月額)

第5条 中核研究員の給料月額は、中核研究員給料表（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号別表第6イの教育職俸給表（一）をいう。))に基づいて決定する。

2 前項の中核研究員給料表における職務の級は、次の各号に掲げる中核研究員の職に就き当該各号に定める級とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、職務の級を1級上位の級に決定することができる。

- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 主任研究員 | 1級 |
| (2) 主席研究員 | 2級 |
| (3) 研究部長  | 3級 |
| (4) 研究管理監 | 4級 |

(5) センター所長 4級

3 号給については、新たに採用された場合及び任用期間が延長された場合並びに任命換え及び職務の級が変更された場合において別に定める基準に従い理事長が決定する号給とする。

(研究員の給料月額)

第6条 研究員の給料月額は、別に定める研究員給料表を適用する。

(研究助手の給料月額)

第7条 研究助手の給料月額は、研究助手給料表（岩手県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）別表第4の研究職給料表をいう。）に基づいて決定する。

2 前項の研究助手給料表における職務の級は、1級とし、同表における号給は、新たに採用された場合及び任用期間が更新された場合において別に定める基準に従い理事長が決定する号給とする。

(昇給)

第8条 中核研究員及び研究助手が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。

(給料の減額)

第9条 研究員等が勤務を要する日に勤務しないときは、勤務時間1時間当たりの給与額（給与月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。（以下「基準額」という。））に当該勤務しない時間（1時間未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額を給料額から減じるものとする

(中間異動に伴う給料)

第10条 新たに研究員等となった者には、その日から給料を支給する。

2 研究員等が退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から給料を支給する以外るとき、又は月の末日までに支給するとき以外ときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を日割によって計算する。

(研究調整額)

第11条 中核研究員には、研究調整額を支給する。

2 研究調整額の支給額は、中核研究員の給料月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(給料の特別調整手当)

第12条 センター所長、研究管理監及び研究部長には、特別調整手当を支給する。

2 特別調整手当の支給額は、給料月額に、センター所長にあつては100分の20を、研究管理監にあつては100分の16、研究部長にあつては100分の12をそれぞれ乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある中核研究員及び研究助手に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその中核研究員及び研究助手の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者  
（住居手当）

第 14 条 住居手当は、次に掲げる中核研究員及び研究助手に支給する。

- (1) 自ら住居するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている中核研究員（借り上げ宿舎に住居する職員を除く。）及び研究助手。
- (2) 第 16 条に規定する単身赴任手当を支給される研究員等で配偶者（配偶者がいない場合は 18 歳の年度末までの間にある子）が居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っているもの。  
（通勤手当）

第 15 条 通勤手当は、次に掲げる研究員等に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする研究員等（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である研究員等以外の研究員等であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる研究員等を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする研究員等（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である研究員等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる研究員等を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする研究員等（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である研究員等以外の研究員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）  
（単身赴任手当）

第 16 条 センターに勤務するために住居を移転し、理事長がやむを得ないと認める事情により同居していた配偶者と別居することとなった中核研究員及び研究助手で、移転前の住居からセンターの事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする中核研究員及び研究助手には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居からセンターの事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

（有害物取扱手当）

第 16 条の 2 有害物取扱手当は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22

条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事した研究助手に対して支給する。

(超過勤務手当)

第17条 就業規程第8条の規定に基づき正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた研究員等には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、基準額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間にある場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第18条 就業規程第17条及び第18条に規定する休日において、就業規程第8条の規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた研究員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、基準額の100分の125を休日給として支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する中核研究員及び研究助手に対して支給する。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する中核研究員及び研究助手に対し、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

(寒冷地手当)

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職しかつ支給地域に現に居住する中核研究員及び研究助手に対して支給する。

(手当の支給額等)

第22条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有害物取扱手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給額等については、岩手県の例に準じる。

(退職者の給与)

第23条 研究員等が業務上又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷又は疾病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 研究員等が就業規程第41条第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、中核研究員及び研究助手にあつては給料、扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の、研究員にあつては給料のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 研究員等が就業規程第41条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、中核研究員及び研究助手にあつては給料、扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の、研究員にあつては給料のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 休職にされた研究員等には、前3項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(無期労働契約職員の給与月額)

第24条 無期労働契約職員のうち、中核研究員については、岩手県の一般職の職員の給与

に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）別表第 4 の研究職給料表に基づいて決定する。

- 2 無期労働契約職員のうち、研究員については、岩手県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）別表第 4 の研究職給料表に基づいて決定する。
- 3 無期労働契約職員のうち、研究助手については、岩手県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）別表第 1 の行政職給料表に基づいて決定する。
- 4 無期労働契約職員のうち、契約職員については、別に定める表のうち、技術員または事務員の賃金日額の④を適用する。
- 5 無期労働契約職員のうち、満 60 歳の誕生日以降最初に到来する 3 月 31 日をもって定年退職定年退職した者であって、引き続き勤務する者（再雇用職員という）については、中核研究員及び研究員は岩手県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）別表第 4 の研究職給料表の再雇用職員の項に掲げる給与月額、研究助手は技能職員等の給与の基準に関する規則（昭和 32 年規則第 50 号）別表第 1 の技能職等給料表の再雇用職員の項に掲げる給与月額及び契約職員については、別に定める表のうち、技術員または事務員の賃金日額の①を適用する。

（昇格の場合の号給）

第 25 条 中核研究員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する岩手県の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 45 年規則第 12 号）別表 7 の昇格時号給対応表 オ研究職給料表昇格時号給対応表に基づいて決定する。

- 2 研究助手を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する岩手県の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 45 年規則第 12 号）別表 7 の昇格時号給対応表 ア行政職給料表昇格時号給対応表に基づいて決定する。

（補則）

第 26 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条の規定に係わらず給与の抑制措置については、岩手県の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日の中核研究員給料表（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号別表第 6 イの教育職俸給表（一）をいう。)) の改定により、給料月額が減額となるものの差額の支給については、国の例によるものとする。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日における中核研究員及び研究助手の給与の号給の調整については、岩手県の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。